

神奈川県監査委員公表第10号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月9日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

第1 監査の種類

財務監査（隨時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

第5 監査実施日

令和6年6月3日

第6 監査の実施内容

令和4年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して委託業務契約に係る変更手続の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所において、当該変更手続の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所において不適切事項が1件認められた。なお、要改

善事項は認められなかった。

福祉子どもみらい局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
福祉部障害福祉課	令和6年6月3日（令和5年3月29日職員調査）	契約事務において、令和3年度相談支援従業者等養成・確保推進事業委託業務契約ほか1件（契約額計20,533,600円）について、受講者数の減等に伴う契約の変更に当たり、講師謝礼などの経費が計34,000円（税抜き）減少していたにもかかわらず、契約額に変更を生じさせないよう、合理的な理由なく一般管理費率を変更していた。